保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立神楽岡小学校　令和７年４月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

神楽岡小学校
いじめ防止基本方針
（概要）
全文は学校 HP を
御覧ください。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

神楽岡小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

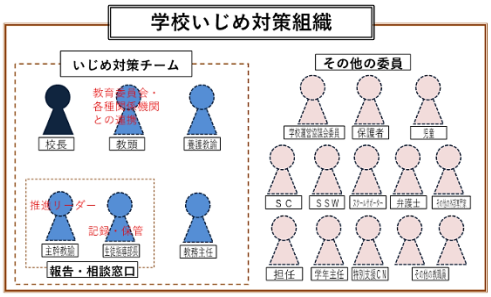

- 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応します。
- 「いじめ対策チーム」は、組織的な対応の中核を担います。
- 必要に応じて外部の専門家の協力を受けます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 全教職員で、いじめについての共通認識をします。
- 定例で「学校いじめ対策組織会議」を開きます。
- ６月、１０月を「いじめ・非行防止強調月間」とし、いじめの未然防止に向けた授業や取組を行います。
- ９月の参観日において、全学年で道徳の授業を行い、「思いやり」の心を涵養する学びを公開します。
- あおぞら児童会を中心とし、「いじめ防止基本方針（児童版）」を作成したり、全校児童が自他を思いやることができるような、集会活動等を実施したりします。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。
また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。
令和７年度の神楽岡小学校のいじめ対策組織担当は、主幹教諭の芳賀と生徒指導部長の吉岡です。

連絡先　０１６６-６５-６３６８（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもＳＯＳ電話相談 （旭川市いじめ防止対策推進部）	0120-126-744	月～金　8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
旭川地方法務局（子どもの人権１１０番）	0120-007-110	月～金　8:30～17:15
北海道警察本部（少年相談１１０番）	0120-677-110	月～金　8:45～17:30

旭川市教育委員会のＨＰで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会のホームページ